

令和2年7月豪雨災害に係る河北町国民健康保険税減免の簡易判定フロー

豪雨災害により、世帯主が死亡、行方不明、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

豪雨により、世帯主の住宅に床上浸水・(大規模)半壊の損害を受けた。

はい

いいえ

豪雨災害により、世帯主が会社都合の離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

いいえ

はい

豪雨災害により、世帯主の事業・不動産・山林・給与収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

豪雨災害により、世帯主の事業・不動産・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

はい

いいえ

はい

いいえ

世帯主の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

はい

いいえ

世帯主の「前年比10分の3以上の減少見込みの収入にかかる所得」以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

はい

いいえ

全額減免

一部減免

減免の対象外

※簡易判定のため、必ず減免となるわけではありません。ご注意ください。